

島根大学生協同組合 ICカード利用約款

第1章 ICカードの基本原則

(ICカードの定義)

第1条. この約款でいう島根大学生協同組合（以下、生協という）のICカードとは、以下の2者をいい、この約款では、ICカードと呼称します。

- (1) 生協が発行する組合員認証機能と組合員に提供される付加価値認証機能を搭載した組合員カード（以下、メンバーズICカードといいます）
- (2) 生協が定款で職域として規定する国立大学法人島根大学（以下、島根大学という）のICチップ搭載学生証・職員証カードに、島根大学との契約によって、組合員カードの機能を搭載したカード（以下、大学学生証・職員証といいます）

(約款の効力)

第2条. メンバーズICカードは、この約款に基づき生協から発行され、大学学生証・職員証は島根大学が発行されます。したがって、大学学生証・職員証の生協との契約以外の機能は、当約款の規定の範囲外とします。

(ICカードの利用)

第3条. 組合員は、カードに搭載されたICチップを利用して生協の提供するサービス、及び生協が承認したサービス提供者の提供するサービスを受けることができるものとします。

- 2 カードの利用にあたっては、本約款を遵守するものとします。
- 3 組合員は、生協を脱退する等の事由により組合員の資格を喪失すると同時に、本条第1項にいうサービスを受けることができなくなるものとします。

(ICカードの紛失・盗難)

第4条. 組合員が、ICカードを紛失するか、盗難にあった場合は、速やかに生協に連絡の上、生協に対し所定の手続きを行うものとします。

- 2 ICカードを紛失するか盗難にあった組合員が、当該ICカードを発見した場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとし、生協が認めたときに限り、当該ICカードを再利用できるものとします。
- 3 ICカードを紛失・盗難その他の事由により、1項による届け出の前に、他人に利用された場合に生じた一切の損害については、組合員がこれを負担するものとします。

(ICカードの再発行)

第5条. 組合員は、ICカードの忘失・盗難、汚損、その他ICカードの再発行を必要とする事由により、再発行を依頼する場合には、再発行申請書を、メンバーズICカードは生協に、大学学生証・職員証は大学が指定する部署に提出し承認を得るものとします。

- 2 メンバーズICカードの再発行を受ける場合の手数料は、生協所定の手数料を負担するものとし、大学学生証・職員証の場合は大学の規定に従うものとします。

(不備の申し出)

第6条. 組合員が、ICカードの発行又は再発行を受けた場合は、組合員は、直ちにICカードの記載内容等を確認し、不備がある場合には遅滞なく、メンバーズICカードは生協に、大学学生証・職員証は大学が指定する部署に届け出るものとします。

(個人情報)

第7条 生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、生協が提供するサービスの円滑な利用以外の目的には、個人情報等を利用しないものとします。

(届出事項の変更)

第8条 組合員は、個人情報に変更が生じた場合は、生協に対して所定の届出を行うものとします。

2 組合員は、前項の届出を怠ったことにより生じる一切の損害を負担するものとします。

(プライバシー情報の保護)

第9条 生協は、別途定められた「個人情報保護規則」に基づき、組合員がICカードを利用することによって入手した組合員のプライバシーに関わる情報を、生協の提供するサービス以外の目的に利用しないものとします。

(ICカードの利用停止と返却)

第10条 組合員は、次の何れかに該当した場合に、生協が、生協の提供するサービスにおいて、当該組合員のICカード利用を停止し、その機能を喪失させることができることを承諾するものとします。

- ① 申し込み時に虚偽の申告をした場合
- ② 本約款のいずれかに違反した場合
- ③ ICカードの券面上に記載された内容を無断で改変した場合
- ④ 磁気ストライプ（磁気ストライプがある場合）及びICチップに記録された内容を改ざんした場合
- ⑤ その他、組合員のICカード使用状況が適当でないと生協が判断した場合

2 組合員が、自らICカードの利用を停止する場合は、所定の手続きに従って生協に届け出るものとします。

第2章 ICカードの機能・サービス

第1節 生協電子マネー機能の利用

(生協電子マネー利用方法)

第11条 組合員は、生協が指定した方法で申し込み、生協が指定した金額を生協に持参、若しくは生協が指定する方法での金融機関等を使った支払手続きをすることによって、納めた金額と同等の入金額を、ICカード対応機器等を用いて、ICチップに記録することができます。また、本約款第17条で定める方法によって、ICカード対応機器でポイントから変換することにより、ICチップに入金額を記録することができます。

2 組合員は、本条第1項により記録された金額若しくは生協が指定する割増率で増額された金額の範囲内で、生協の指定する店舗（以下「指定店舗」という）においてICカード対応機器で記録された金額を読み取ることで、入金した金額相当額で、指定店舗における決済代金（商品代金、送料、手数料又は消費税を含む）の全部又は一部の支払いとして利用するか大学生協が指定するサービスを受けることができるものとします。

(生協電子マネー利用の限度額・手数料等)

第12条 生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、生協電子マネーの1回あたりの利用限度額、入金金額に対する割増を設定する場合は、その割増率を定め、これを組合員に通知するものとします。

2 組合員の生協電子マネー利用手数料は無料とします。

3 入金金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

(生協電子マネーが利用できない場合)

第13条 組合員は、次の場合には、ICカードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① ICカードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりICカードを利用することができない場合
- ② 生協が、ICカードで利用ができない商品及びサービスを指定している場合

(ICカードの紛失・汚損等による生協電子マネーの処理)

第14条 ICカードの汚損により、生協電子マネー金額の読み取りができなくなった場合、又はICカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、本約款第5条にいう再発行の届出を行うものとします。

- 2 組合員がICカードを紛失し、又は盗難にあった場合は、本約款第4条及び第5条にいう届出を行うものとします。紛失には大学学生証・職員証の場合の大学学生証・職員証に関する規定によるICカードの回収、カード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととします。
- 3 前項において組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該ICカードに生協電子マネー未使用残額がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたICカードにこれを記録するものとします。

(返金・返品の禁止)

第15条 生協電子マネー未使用残額の返金は、組合員の脱退等の事由により、組合員がICカードの使用を停止し、生協所定の手続きによってICカードを生協に返却する場合を除き行わないものとします。

- 2 前項にいう生協電子マネー未使用残額の返金は、生協が未使用額を確定した後に、生協が定めた所定の方法により行うものとします。
- 3 生協電子マネー未使用残額は、組合員資格喪失後、組合員資格整理に関する規則に定める規定により、執行するものとします。

第2節 ポイント機能の利用

(ポイントの発生)

第16条 生協は組合員に、生協電子マネー利用金額に対応して算定された特典、若しくは生協において所定の条件・方法により設定された特典として生協電子マネーポイント(以下、「生協ポイント」という)を付与することができます。

- 2 生協ポイント対象店舗、商品や生協ポイントの算定率及び付与内容は、生協が定めた方法で組合員に通知します。
- 3 生協ポイント対象店舗、商品やポイントの算定率及び付与内容は、組合員に予告無く変更する場合があります。

(生協ポイントの蓄積と利用方法)

第17条 組合員は、本約款第16条により発生する生協ポイントをICカードに蓄積することができます。また、組合員は、生協が認める場合、ICカードを提示し、ICカード対応機器によって自己の保有する生協ポイントを読み取ることによって、生協が定める換算率により生協所定の基準と方法で、生協が提供する次のサービスを利用することができます。

- (1) 本約款の第2章・第1節で定める生協電子マネーへの変換

(生協ポイントが蓄積できない場合)

- 第18条 組合員は、ICカードの紛失、汚損、指定店舗の端末機の故障、停電等によりICカードを利用することができない場合に、ICカードの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。また、この場合は生協ポイントが蓄積できないこともあらかじめ承諾するものとします。
- 2 組合員が利用の場面でICカードを提示しなかった場合は生協ポイントを付与しません。

(ICカードの紛失・汚損等による生協ポイントの処理)

- 第19条 ICカードの汚損により、生協ポイント残額の読み取りができなくなった場合、又はICカード記載内容変更により再発行を受ける場合は、組合員は本約款第5条の再発行の届出を行うものとします。
- 2 組合員がICカードを紛失し、又は盗難にあった場合は、本約款第4条及び第5条の届出を行うものとします。紛失には大学学生証・職員証の場合の大学学生証・職員証に関する規定によるICカードの回収、カード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととします。
 - 3 前項において組合員等の故意又は過失によらない場合に限り、当該ICカードに生協ポイント残高がある場合、生協は当該未使用残高を確定した後に、再発行されたICカードにこれを記録するものとします。

(生協ポイントの失効)

- 第20条 組合員が組合員資格を喪失した場合は、当該の組合員に付与された生協ポイントの権利は失効するものとします。
- 2 前項の組合員資格喪失に際し、未引換の生協ポイントについて、第17条に定める処理を行う場合があります。

第3節 ミールプランの利用

(ミールプランの定義)

- 第21条 組合員は、生協が指定した方法で申し込み、支払手続きをすることによって、生協が指定したICカードに搭載したミールプランの機能を使用することが出来ることとします(以下、ミールプラン利用組合員という)。
- 2 ミールプラン利用組合員は、ICカードに搭載したミールプランの機能を利用することで、生協が指定した期間、かつ生協が指定した食堂等の店舗(以下「指定食堂等」という)、かつ生協が指定した営業日・営業時間及び指定した1日あたり限度額の範囲内で、生協の指定する食事等の商品を利用することができることとします。このような利用をミールプラン利用といいます。

(ミールプラン利用方法)

- 第22条 ミールプラン利用組合員は、ミールプラン利用の対象期間に対応する生協が指定した金額(以下、ミールプラン代金という)を、現金による支払い若しくは生協が指定する方法での金融機関等を使った支払手続きをすることにより、ミールプラン利用ができるものとします。
- 2 ミールプラン利用組合員は、当年4月1日から翌年3月31日までの間の生協が指定した期間及び指定した1日あたり限度額の範囲内で、指定食堂等のICカード対応機器を利用して、ミールプランによる食事等の利用をすることができます。
 - 3 ミールプラン利用は、ミールプラン利用組合員本人による利用の場合に限定し、ICカードの他人への貸与による利用、若しくは他人分の購入についての利用は出来ないこととします。

(ミールプラン利用の期間・1日あたり利用限度額・利用可能商品等)

- 第23条 生協は、ミールプラン利用の期間、1日あたり利用限度額及びミールプランで利用できる食事等商品の範囲を定め、これをミールプラン利用組合員に通知するものとします。

2 ミールプラン代金に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

(ミールプランが利用できない場合)

第24条 ミールプラン利用組合員は、次の場合には、ミールプランの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

指定食堂等が営業していない場合及び営業時間外

- ① 本約款第 23 条第 1 項による食事等商品以外の商品購入及びサービスの利用の場合
- ② 本約款第 22 条第 3 項で禁止するミールプラン利用組合員本人以外による利用、IC カードの他人への貸与による利用を生協が発見した場合の生協が指定する該当期間
- ③ ミールプラン利用期間を越えた場合
- ④ 生協が定める 1 日あたり利用限度額を超えた場合
- ⑤ IC カードの紛失、汚損の場合
- ⑥ 指定食堂等の端末機の故障、停電等により IC カードを利用することができない場合

(IC カードの紛失・汚損等によるミールプランの処理)

第25条 IC カードの汚損により、ミールプランの読み取りができなくなった場合、又は IC カード記載内容変更により再発行を受ける場合は、ミールプラン利用組合員は本約款第 5 条にいう再発行の届出を行うものとします。

2 ミールプラン利用組合員が IC カードを紛失し、又は盗難にあった場合は、本約款第 4 条及び第 5 条にいう届出を行うものとします。紛失には大学学生証・職員証の場合の大学学生証・職員証に関する規定による IC カードの回収、カード読み取り機のトラブルにより、利用が出来なくなったときを含むこととします。

3 第 2 項の場合において、ミールプラン利用組合員がミールプラン申込者であり、当該ミールプランがミールプラン利用期間内である場合、生協は再発行された IC カードにミールプラン機能を設定するものとします。

(返品・返金の禁止)

第26条 ミールプランで購入した食事等の商品についての返品及びミールプラン代金の返金は、レジ操作ミスなど生協の過失による場合並びに本約款第 28 条による場合のほかは、受け付けないものとします。

(ミールプラン解約の場合の返金)

第27条 ミールプラン利用組合員が、ミールプラン利用期間中において解約する場合は、以下の定めによることとします。

- ③ 中途退学、休学、留学、傷病等による長期入院などの理由によって 1 か月を超える長期にわたり大学への通学ができなくなった場合、若しくは生協が認めた場合においては、生協は、組合員からの事前若しくは事後 1 年間以内の生協所定の手続きによる申し出を受けて、ミールプラン代金からミールプラン利用累計額を差し引いた残額（以下、ミール残高という）を返金することとします。ここで言う事後とは、大学への通学ができなくなった時、若しくは生協が認めた時を基準とします。
- ④ 上記①による場合も、ミールプラン利用累計額がミールプラン代金を超えた場合、返金はしないこととします。
- ⑤ ミール残高はシステム上計算される金額としますが、「上回生便利プラン」については、ミール残高に対して特典の「入金額に対するプレミアム」に該当する金額を差し引いた金額を返金額とします。
- ⑥ 上記①による返金は、ミールプラン利用組合員が親権に服する子である場合は、親権者の了解を事前にとることを条件とします。
- ⑦ 返金は原則親権者宛におこない、返金の際の送金手数料を差し引いての返金となります。

(ミールプラン利用規程の適用)

第28条 ミールプラン利用については、この約款に加えて「ミールプラン利用規程」が適用になります。ミールプラン利用組合員は、ミールプラン利用規程に同意の上で申込みしたものとします。

第4節 仮カード・仮ミールカードの利用

(仮カード・仮ミールカードの発行)

第29条 組合員は、ICカードが発行されるまで、生協所定の手続きにより当該組合員の認証番号を付与し、プリペイド機能、ポイント機能が使用できる仮カード若しくは仮ミールカード（以下、仮カードという）の発行を受け、メンバーズICカードと同様のサービスを受けることができます。

2 ただし、仮カードは個々の組合員の認証番号を紐付けにより付与する関係で、利用開始日が指定されることを予め承諾するものとします。

(仮カードの返却)

第30条 仮カードの発行を受けた組合員がICカードを入手した場合は、速やかに生協に届出て仮カードを返却します。

2 仮カードを紛失した場合は、生協所定の手数料を負担するものとします。

(仮カードの残額移行)

第31条 仮カードの発行を受けた組合員が仮カードを返却した場合、生協に所定の手続きを行い、仮カード上のポイント・生協電子マネー残高、ミールプラン設定をICカード利用約款で規定するICカードに移行することができます。

第5節 Webポイントの利用、ICカード利用履歴

(Webポイントの発生)

第32条 生協は組合員に、生協において所定の条件・方法により設定された特典（以下、「Webポイント」という）を生協が指定する電子媒体（生協のWebシステム）上で付与することができます。

2 Webポイント対象店舗、商品、サービスやポイントの付与内容は、生協が定めた方法で組合員に通知します。

3 ポイント対象店舗、商品、サービスやポイントの付与内容は、組合員に予告無く変更する場合があります。

(Webポイントの蓄積と利用方法)

第33条 組合員は、本約款第31条により発生するポイントをWebシステム上に蓄積することができます。蓄積内容・状況は「大学生協マイページ」（以下、マイページという）の中で確認することができます。

2 組合員は、マイページ上で、生協が定める換算率により第2章・第1節で定める生協電子マネーへの変換を申請することができます。また、ICカードを提示し、ICカード対応機器によって生協電子マネーを受け取ることができます。

(Webポイントの失効)

第34条 ミールプランの利用特典として付与されたWebポイントの「ミールポイント」には生協が定めた有効期間があり、有効期間内に生協電子マネーへの変換申請をおこない、ICカードを提示し、ICカード対応機器によって生協電子マネーの受け取りをしなかった場合には権利が失効するものとします。

- 2 組合員が組合員資格を喪失した場合は、当該の組合員に付与された Web ポイントの権利は失効するものとします。

(利用履歴の提供)

第35条 生協は、組合員の IC カードの利用及びミールプランの履歴（以下、利用履歴という）の一部を組合員若しくは組合員の親権者に提供します。

- 2 利用履歴とは、利用商品、利用の金額、IC カード入金額、生協電子マネー残高・ポイント付与履歴等を指します。
- 3 利用商品とは生協の店舗、食堂等において POS レジで精算された商品であり、その利用商品名は POS レジに登録されているデータを指します。ただし、POS レジに当該商品のデータが登録されていない場合があることを利用者は予め承諾するものとします。
- 4 利用履歴は、生協が指定する電子媒体であるマイページによって提供し、組合員がプロフィール登録をすることにより利用できます。
- 5 組合員は、利用履歴を親権者に提供することを承諾したこととします。
- 6 生協は提供した利用履歴の不正などにより、組合員及び親権者に不利益が生じた場合もその損害を補償しません。

(利用履歴提供の終了・中止・変更)

第36条 生協は、組合員に告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することがあることを、利用者は予め承諾したものとします。

- 2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。
- 3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。
 - ① コンピュータシステムの保守点検
 - ② システムの切り替えによる設備更新
 - ③ 天災、災害による装置の故障
 - ④ その他予期しない障害の発生

第3章 その他

(損害の負担)

第37条 組合員は、本約款を遵守するものとし、本約款の違反により生じる一切の損害を負担するものとします。

(本約款の変更・廃止)

第38条 生協は、IC カードの基本原則の変更による効力・機能サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応、その他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することができます。

- 2 前項の場合、生協は、本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日の 1 か月前までに次に定める方法を適宜活用して、利用者への周知を図ります。
 - ① 店舗での掲示
 - ② Web サイトへの掲示
- 3 この約款の変更・廃止は、生協の理事会の議決によります。

(準拠法)

第39条 この約款に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

(合意管轄裁判所)

第40条 組合員は、この約款の規定する内容について紛争が生じた場合、訴額のいかんに関わらず、生協所在地の簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所とするものとします。

(附則)

1. 本約款は2019年11月5日にICカード利用約款として制定し、2019年12月1日から施行します。